発注者のみなさまへ

国土交通省

労務費に関する基準がスタート

令和７年12月より新ルールが導入

適正な労務費を確保し、業界全体で未来の担い手を育てていくため**令和７年12月より「労務費に関する基準」ルールが導入**されます。

詳しくはコチラをご覧下さい

▶ 担い手確保に向けた課題

◎建設業では、中長期的な担い手不足が深刻化しています。このままでは、近い将来、皆さんが建設工事の発注を考えた際に、受注できる会社がいなくなってしまうという事態の発生が強く危惧されています。建設業が若い世代に選ばれる産業となるためには、他産業と比べて低い賃金水準や長時間労働といった就労環境を改善することが大きな課題となっています。

〈図 1〉 建設業の就業者数

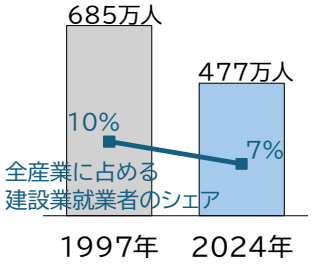

出典：総務省「労働力調査」（令和6年）をもとに国土交通省で作成

〈図 2〉 就業者の年齢層

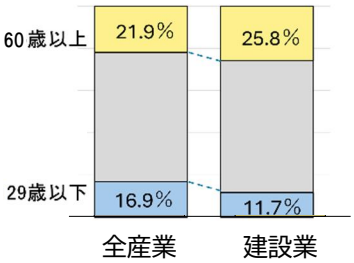

出典：総務省「労働力調査」

〈図 3〉 建設業の賃金（年間）

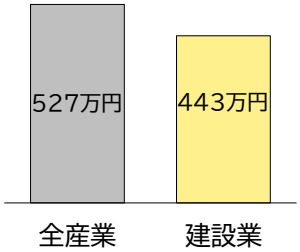

出典： 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和6年）、※賃金は「生産労働者」の値

▶ 労務費（職人の賃金の原資）の確保に向けて

◎職人の就労環境の改善のためには、賃上げによる処遇改善が必要であり、また、建設企業が賃上げの原資となる労務費を適正に確保できるようにすることが不可欠です。

◎一方、これまで守られるべき適正な労務費（職人に支払われるべき賃金の原資）の水準が明らかでなかったこと等により、労務費が現場まで行き渡りにくい状況があったことを踏まえ、改正建設業法により、令和７年から「労務費に関する基準」に基づく新たな取引ルールが導入されました。

〈図 4〉 これまでの労務費の行き渡りイメージ

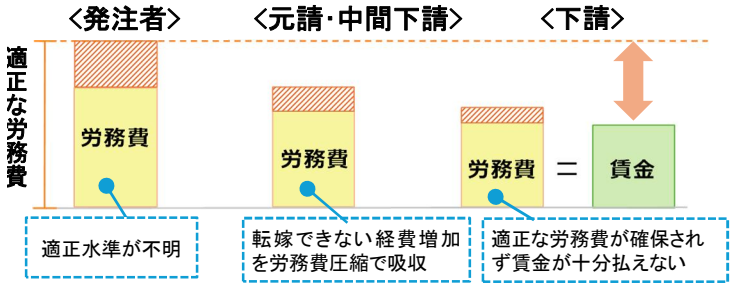

新たなルールの概要

適正な労務費を確保し、適正な賃金支払を行うため、「労務費に関する基準」に基づく新たな取引ルールが導入されました。主な内容は以下の通りです。

- 建設業者に対し、労働者の適正な処遇確保を努力義務化（第 25 条の 27）
- 中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告し、適正な労務費を提示（第 34 条第2項）
- 労務費の基準値は単位施工量あたりの労務費として示すことを基本とし、労務単価について適正な労務費は公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準とする。

適正な労務費＝労務単価（円/人日（8時間））×歩掛（人日/単位当たり施工量）

労務費に関する基準（令和７年１２月２日　中央建設業審議会決定）

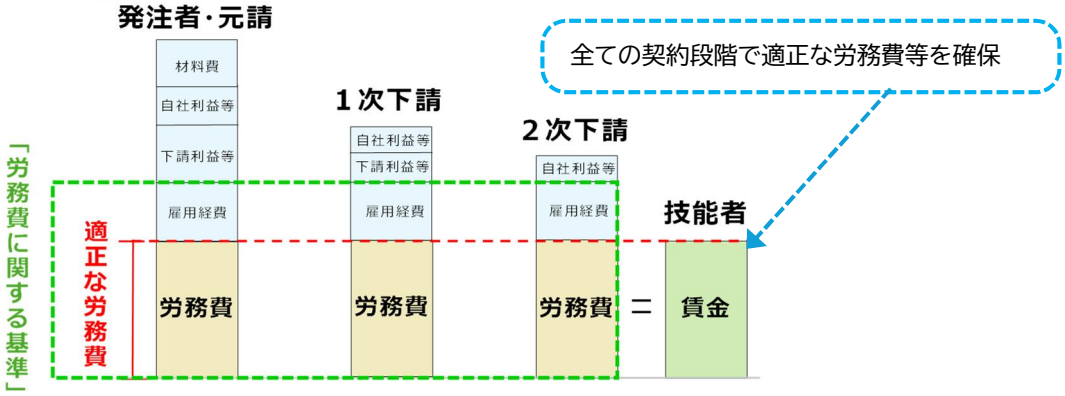

- 適正な労務費等に比べ著しく低い労務費等[※1]による見積りや見積り変更依頼を禁止（第 20 条第2項、第6項）
- 総価として原価に満たない金額による契約締結を受注者にも禁止（第 19 条の3第2項）

（参考）「工期に関する基準」の概要

令和６年３月２７日　中央建設業審議会決定）

注文者・受注者双方が「工期に関する基準」を考慮し、適正な工期を設定

契約

Ⅰ.工期全般にわたって考慮すべき事項

自然要因（猛暑による不稼働）、時間外労働規制、労働・安全衛生、行政への申請　等

Ⅱ.工程別に考慮すべき事項

準備	施工（基礎、土、躯体、設備、仕上　等）			後片付け
（例）資機材の調達	（例）想定外の地中障害物	（例）養生期間	（例）受電時期	（例）完了検査

Ⅲ.その他考慮すべき事項

・建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応
・分野別に考慮すべき事項（住宅・不動産分野/鉄道分野/電力分野　等）　等

完成

- 著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止（第 19 条の5第2項）

違反した建設業者は指導・監督/発注者[※2]は勧告・公表の対象（第41条第1項等、第19条の6）

※1　材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金
※2　適正な労務費を含む通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結による勧告の対象になり得るのは公共発注者のみ

新ルール下の取引について

建設工事における見積書の作成に当たっては、労務費等※を内訳明示することが必要です。下記の禁止事項について違反があった場合、建設業者には指導・監督、発注者（民間発注者含む）には勧告・公表が行われることがあります。

※材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

	発注者・注文者	受注者
見積段階	「見積書」を考慮 通常必要な額を著しく下回る変更依頼を禁止 **違反した場合** 発注者／国土交通大臣等から勧告・公表	労務費等を内訳明示した「見積書」の作成 通常必要な額を著しく下回る見積りを禁止 **違反した場合** 建設業者／国土交通大臣等から指導・監督
契約段階	取引上の地位を不当利用し、「通常必要と認められる原価」に満たない金額による契約締結の禁止	正当な理由なく、「通常必要と認められる原価」に満たない金額による契約締結の禁止
	「通常必要と認められる期間」より著しく短い工期による契約締結の禁止	「通常必要と認められる期間」より著しく短い工期による契約締結の禁止
	違反した場合 発注者※1／国土交通大臣等から勧告・公表 建設業者／公正取引委員会からの措置請求※2 ／国土交通大臣等から指導・監督※3	**違反した場合** 建設業者／国土交通大臣等から指導・監督

※1 「通常必要と認められる原価」に満たない金額による契約締結による勧告の対象になり得るのは公共発注者のみ／※2 「通常必要と認められる原価」に満たない金額による契約締結の場合のみ／※3 「通常必要と認められる原価」に満たない金額による請負契約を締結した場合は指導のみ

「労務費に関する基準」の実効性確保

「労務費に関する基準」に基づいた適正な労務費の確保・適正な賃金の支払いを行うため、契約から支払いまでの各段階で、実効性を確保する取組が進められています。

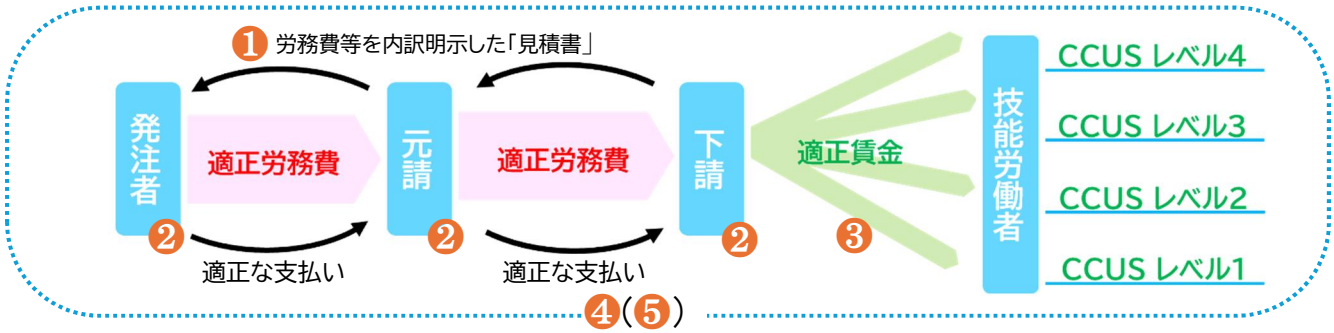

❶見積書の交付促進	労務費等を内訳明示した見積書の作成・交付をお願いします。 ※注文者としては、工事の規模等に応じて十分な見積り期間を設けるとともに、提出された見積を考慮・尊重してください。
❷自主宣言制度	技能者の処遇改善に積極的に取り組む事業者の見える化、その優先選定のための制度が創設されます。改正建設業法に基づく処遇改善や CCUS 活用等に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。
❸適正な賃金支払い	CCUS レベル別年収を踏まえ、確保した労務費を技能・経験に応じた賃金として支払うようお願いいたします。
❹行き渡りの確認	労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項（コミットメント制度）を個々の契約において活用いただき、発注者から技能者に至るまで、労務費・賃金の適正な支払い状況を確認できる仕組みの構築をお願いいたします。
❺公共工事 （労務費ダンピング調査）	現行の低入札価格調査等のダンピング対策を強化し、落札候補者に対して、入札金額訳書の内容を確認する調査を実施することとしております。公共工事においても、契約段階において適正な労務費が確保される契約締結をお願いいたします。

関係者のみなさまへ

～新たな労務費制度を通して知って頂きたいこと～

担い手確保には、建設工事に関わる全ての関係者の行動変容が必要です。賃金を削る競争を撲滅し、適正な労務費を確保するため、令和７年12月から新ルールが適用されています。**現場の実務担当にも周知徹底をお願いします。**

発注者のみなさまへ

◎工事の規模等に応じて**十分な見積り期間**を設けるとともに、受注者から提出された**見積書を考慮・尊重**してください

◎提出された見積書に対し、**労務費等※が著しく低くなる**ような見積り**変更依頼はしない**でください
（これに違反して契約締結した場合は、勧告・公表の対象となる可能性があります）

※ 材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

◎従前に引き続き、取引上の地位を不当に利用し、総価として通常必要と認められる**原価に満たない金額による契約締結はしないでください**

◎技能者を雇用する建設業者は、労務費だけでなく**雇用に伴う経費**も確保する必要があることに留意してください

全ての関係者のみなさまへ

◎建設企業においては、技能者と適切に**雇用契約を結ぶ**とともに、**CCUS 能力評価**の受検、**CCUS レベル別年収**水準での賃金支払いを推進してください

◎「**建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度**」による自主宣言を行うとともに、宣言企業相互の取引先としての優先選定を推進してください

◎**書面での請負契約**締結を徹底するとともに、契約に**コミットメント条項**を積極的に導入し、契約当事者間での**適正な労務費**の支払い、技能者へ**適正な賃金**の支払いの確認を推進してください

◎適正な労務費（賃金の原資）確保に併せて、**適正な工期**を確保してください
（通常必要と認められる期間に比べ著しく短い工期による契約締結は、注文者・受注者とも禁止されています）

このほか、『労務費に関する基準』についてはこちらに記載しています
（https://roumuhi.mlit.go.jp/）